

32. 老人クラブ助成事業補助金

◆事業内容

高齢期を健康でいきいきと過ごすために、地域の老人クラブ活動に対して支援します。

◆対象となる団体

地域単位の老人クラブ

◆補助対象

月1回以上、下記の活動を行うこと。

- ①社会奉仕活動
- ②教養講座等開催事業
- ③健康増進事業

◆補助金額

30人以上の老人クラブ	3,880円×12か月＝46,560円
30人未満の老人クラブ	1,940円×12か月＝23,280円

◆申請・お問合せ先

健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ TEL 53-8463

メールアドレス kourei@city.nanao.lg.jp